大和市告示第１５９号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年９月２９日

大和市長　古谷田　　力

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成２０年大和市告示第６３号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（令和８年における原油価格及び物価の高騰対策に関する特例措置）

２　第１条、別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間、第１条中「農業者」とあるのは「農業者又は農業者」と、別表第１中

「

園芸施設新築補助金	園芸施設の新築に要する経費	認定新規就農者（独立又は自営就農時の年齢が、原則５０歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者をいう。）であること。

」とあるのは

「

園芸施設新築補助金	園芸施設の新築に要する経費	認定新規就農者（独立又は自営就農時の年齢が、原則５０歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者をいう。）であること。
肥料価格高騰対策補助金	肥料（原油価格及び物価の高騰の影響を受けたものに限る。以下同じ。）の購入に要する経費（令和８年１月１日から同年１２月３１日まで	農産物の販売金額が年間５００，０００円以上の農業者であること。

と、別表第２中

	（以下「対象期間」という。）に購入したものに限る。）		
施設園芸燃油価格高騰対策補助金	園芸施設の加温に係る燃油（原油価格及び物価の高騰の影響を受けたものに限る。以下同じ。）の購入に要する経費（対象期間に購入したものに限る。）		

」

「

園芸施設新築補助金	補助対象事業に要する経費に３分の２を乗じて得た額又は５００，０００円のいずれか少ない方の額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	事業明細書 設計図書	

」とあるのは

「

園芸施設新築補助金	補助対象事業に要する経費に３分の２を乗じて得た額又は５００，０００円のいずれか少ない方の額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	事業明細書 設計図書	
肥料価格高騰対策補助金	対象期間における肥料の購入価格に０．３４を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、３００，０００円を上限とする。	領収書（写し）その他の購入価格が確認できる資料	
施設園芸燃油価格高騰対策	対象期間に購入した燃油の数量に１リットルあたり６８．５３円を乗じて得た額を当該燃油の購入価格の合計から減じて		

」とする。

補助金	得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、８００，０００円を上限とする。		

」

別表第１園芸施設新築補助金の項中「もの」を「者」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。